

事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための 研修会の開催について（案内）

平成23年9月1日より、一般道、自動車道等における事故車等の排除業務を車積載車両で有償により行う場合は、有償運送の許可が必要になります。

そこで、当会では有償運送の許可条件である標記講習会を、下記のとおり開催いたします。つきましては、車積載車両で有償により事故車等の排除業務を行う事業者、又は有償運送許可を更新なさる事業者は標記研修会を受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 研修日程 平成26年11月27日（木）12：30～17：30
2. 研修場所 沖縄県自動車整備商工組合（2階学科教室）
3. 受付期間 平成26年11月10日（月）～11月14日（金）
4. 受付場所 沖縄県自動車整備振興会（教育・指導部）
5. 研修費用 会員：5,000円（税込）、非会員：8,500円（税込）
※テキスト代：500円（税込）※研修費とは別
6. 受講対象 事業主又は社員
※なお、多くの従業員にご理解いただくため、昨年の受講者とは違う方を受講させてください。
7. 必要書類 ①任意保険証（写）：対人無制限
（研修当日持参）②許可を受ける車積載車の自動車検査証（写）
③委任状（受付の際、用紙を配布いたします。）
④ハガキ 1枚（事業所住所、名称記入）

※陸運事務所への有償運送許可申請は会員の場合は振興会が一括申請を行います。（非会員は個人での申請です）

（参考）

有償運送許可の取扱い（改正）

- ・研修実施団体の実施する研修を受けていること。
 - ・車積載車について、被害者一名当たり保証額を無制限とする対人賠償保険又は共済に加入している事
 - ・許可期間は、許可日から起算して3年以内
 - ・道路上（一般道、自動車道）の事故車及び故障車
 - ・道路現場から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置き場
- ※駐車場、サービスエリア、パーキングエリアからの移動は不可